

令和3年1月14日

教職員 各位

学長 横矢 直和

新型コロナウイルス感染症対策を目的とした本学の勤務体制について（依頼）

令和3年1月13日付で、内閣官房より改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき大阪府、京都府といった近隣の府県を対象区域とした緊急事態宣言が発出され、同日に変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策に係る基本的対処方針において、出勤者数の7割削減及び20時以降の勤務を抑制することが要請されています。また、令和3年1月8日付事務連絡により、文部科学省からも要請されています。

これを踏まえ、本学に勤務する常勤教職員、有期契約職員及び派遣職員のすべての勤務者の出勤者数を7割削減及び20時以降の勤務を抑制することを目標とした勤務体制を実施いただきますようお願いいたします。

出勤者数削減に当たっては、在宅勤務の活用を推進するとともに、通常出勤を行う者については時差出勤等の人との接触を低減する方法を積極的に活用いただきますようお願いいたします。

【就業の取扱いについて】

<https://ad-info.naist.jp/jinji/staff/j-kikaku/HP/contents/zaitaku/210114.pdf>

○本件問い合わせ先

管理部人事課人事企画係

内線：5029 MAIL: j-kikaku@ad.naist.jp